

③⑨ 〔御台場御普請御用材御伐出ニ而
御荷鉾山御林御見分ニ同道願 写〕

（嘉永6年(1853)6月以降カ）

御台場の築造工事は嘉永6年8月末から着工されたため、石材や土砂など築造資材を大急ぎで用意する必要が生じました。

築造資材としての石材は相模・伊豆・駿河から海上で輸送し、土砂は品川御殿山などを切り崩して運びました。杭木等に用いられた材木（松・杉）は、関東各地の御林（幕府が直接保護する山林）から調達されました。本史料からは、御荷鉾山の御林から台場築造用の材木を供出する計画があ



り、幕府役人の見分がなされたことが分かります。

多野郡鬼石町三波川（現藤岡市三波川）
飯塚馨家文書
P 8 2 1 4 ・ No. 1 2 2 2 5

【③⑨】〔御台場御普請御用材御伐出ニ而御荷鉾山御林御見分
ニ大瀧村瀧次同道願 写〕

〔釈文〕

然ハ此度御台場御普請御用材御伐出
として、御荷鉾山御林御見分として、

昨十二日

御勘定 前原八十郎様御廻村、三波川村
御旅宿、当時御材木可被成分御見分中ニ
御座候也、然ル処当村方御材木請負心得候者
無レ之ニ付、左候上ハ秩父郡ハ多々御林も有レ之、
材木取扱候者も有レ之、去ル寅年大瀧村
瀧次請負ニ伐出候義も有レ之候ヘハ、右郡中
之内御請負いたし事柄弁候者、早刻申達
呼寄候様被ニ仰渡ニ候ニ付、便以申上候間、
何卒御繁多ニハ可レ有レ之候得共、此先御同道
御越御相談被ニ成下ニ度奉ニ願上ニ候、余便口上
申含候、右申上度、取急早々如レ之ニ
御座候、謹言

鬼石村

十一月十三日

三波川村

飯野半兵衛様

御苗 弥市様

仲 金四郎様

（多野郡鬼石町三波川（現藤岡市） 飯塚馨家文書

P 8 2 1 4 ・ No. 1 2 2 2 5）

御台場御普請御用材御伐出ニ而
御荷鉾山御林御見分ニ同道願 写
昨十二日
御勘定 前原八十郎様御廻村、三波川村
御旅宿、当時御材木可被成分御見分中ニ
御座候也、然ル処当村方御材木請負心得候者
無レ之ニ付、左候上ハ秩父郡ハ多々御林も有レ之、
材木取扱候者も有レ之、去ル寅年大瀧村
瀧次請負ニ伐出候義も有レ之候ヘハ、右郡中
之内御請負いたし事柄弁候者、早刻申達
呼寄候様被ニ仰渡ニ候ニ付、便以申上候間、
何卒御繁多ニハ可レ有レ之候得共、此先御同道
御越御相談被ニ成下ニ度奉ニ願上ニ候、余便口上
申含候、右申上度、取急早々如レ之ニ
御座候、謹言
十一月十三日
鬼石村
飯野半兵衛様
御苗 弥市様
仲 金四郎様